

## 榛東村電気事業経営戦略

団 体 名 : 榛東村

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 14 年度 (売電終了まで)

### 1. 事業概要

#### (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0人	最 大 出 力 * 1	497.5 kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	760,000kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	41.71 円(税込)
	太陽光発電 3 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	2 箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	11 年

\* 1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。  
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

#### (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	R4 31,175 千円	R5 33,382 千円	R6 31,702 千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4 88.8%	R5 110.1%	R6 97.7%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	R4 222千円	R5 2,803千円	R6 1,556千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	R4 0.0	R5 0.0	R6 0.0

#### 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

総収入から総費用を差し引いた、年間約20,000千円を全額一般会計へ繰り入れるため、今後も収益的収支比率は100%前後で推移する。

\* 2 ここでは資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 経営の基本方針

本事業は、固定価格買取制度(FIT制度)に基づく売電収入を財源とする安定的な運営を基本とし、計画期間中は適切な維持管理及びリスク管理を徹底することにより、安定した収益の確保を図る。

なお、第二発電所についてはFIT適用期間が令和5年7月に終了し、同年8月以降は売電単価が大幅に下落している。本村の太陽光発電事業における売電収入の大半を占める榛東村太陽光発電所のFIT適用期間は令和15年7月までであり、これ以降は売電価格の下落が見込まれる。そのため、これ以降の事業継続については、売電収入見込額・維持管理費・借地契約の継続可否等を総合的に勘案し、慎重に判断するものとする。

また、経年劣化による発電効率の低下を見込みつつも、故障や自然災害等のリスクを最小限に抑えるため、損害保険への加入や専門業者による発電の監視及び定期点検等を実施し、設備の健全性維持に努める。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

本事業における投資は、発電設備の安定稼働および長寿命化を目的とする維持更新を基本とする。

発電設備の適切な維持管理のため、年額2,145千円(税込)のメンテナンス費用を計上しており、これには定期点検のほか、主要機器(パワーコンディショナー等)の部品交換費用等を含んでいる。

また、太陽光パネルの破損や自然災害等に備えるため、損害保険料として年額約200千円を計上している。

さらに、榛東村太陽光発電所及び第二太陽光発電所については、事業終了時の設備撤去を見据え、将来的な負担を平準化するため、年額500千円を撤去費用として計画的に積み立てている。

また、榛東村太陽光発電所及び第三太陽光発電所については、再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の対象となっており、売電収入の一部が外部積立として積み立てられている。

### ②収支計画のうち財源についての説明

売電収入 総額30,000千円

内訳

- ①榛東村太陽光発電所 27,720千円
- ②第二太陽光発電所 80千円
- ③第三太陽光発電所 2,200千円

平均して毎年約32,000千円の売電収入があるが、発電開始から12年が経過したことによる経年劣化等の発電ロスの影響を加味し、売電収入の見込額を30,000千円とした。

なお、故障等に起因する発電量の著しい低下があった場合は、売電収入の見込額を再検討する。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

榛東村太陽光発電所及び第二太陽光発電所の借地料、発電設備の稼働に必要な電気料、発電設備の稼働状況を監視するための電信料、発電所内の除草作業委託料や、その他消耗品費等を主に見込んでいる。

また、約2,600千円の消費税を見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

発電実績を継続的に分析するとともに、第二発電所におけるFIT終了後の収支動向を踏まえた上で、売電単価下落時における収益性の検証を行い、その結果を中長期的な収支見通し及び設備更新の判断に活用する。

## 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略については、発電量及び収支の実績値を毎年度確認し、計画値との間に著しい乖離が生じた場合には、その要因を分析の上、必要に応じて計画の見直しを行う。

発電量は気象条件に大きく左右されることから、発電設備の経年劣化による影響と気象要因による影響を区別して検証するため、気象データと発電実績の蓄積及び分析を行うとともに、メンテナンス業者と連携し設備状況の把握に努める。

FIT期間終了後の事業の在り方については、売電環境、追加投資の費用対効果、借地契約の状況等を総合的に勘案し判断することとし、事業継続の可否に変更が生じる場合には、本戦略の見直しを行う。